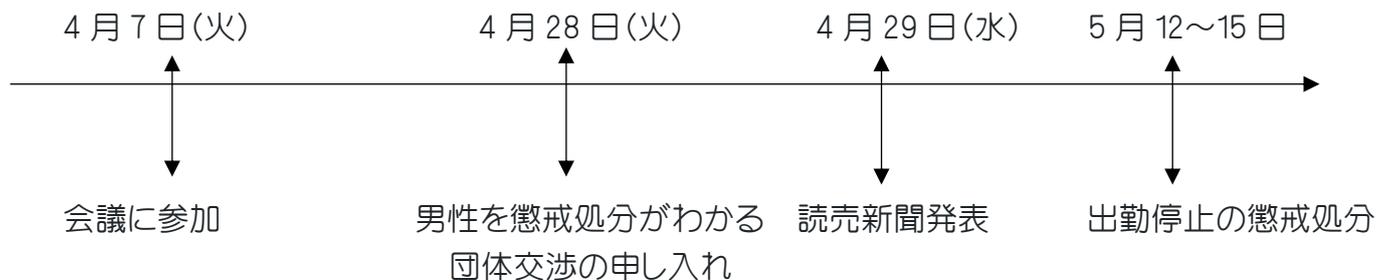


労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)  
河原社会保険労務士事務所 河原 清市  
埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554  
メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)

## マスクを着けず会議に出席、大阪の専門学校が「買えなかった」嘱託男性を懲戒処分

マスクを着けずに会議に出席したことなどを巡り、大阪電子専門学校(大阪市天王寺区)を運営する学校法人木村学園(同)が、嘱託職員の男性A(60)を出勤停止の懲戒処分にしてきたことが4月28日(火)、わかった。同校職員らの労働組合は「行きすぎた処分」として28日、法人側に団体交渉を申し入れ、5月には抗議文を提出する方針。

組合などによると、男性は4月7日、新年度の授業内容を話し合う会議にマスクを着けずに出席。会議後、法人幹部に未着用の理由を聞かれ、「どこに行っても買えない」と返答したという。後日、男性は面談した幹部から「感染源になったらどうするんだ」などとただされ、てんまつ書を提出して説明しようとしたが、「受け取れない」と言われ、4日間(5月12~15日)の出勤停止の懲戒処分を受けた。法人側は、取材に「学園内のことである、お答えできない」としている。



上記の記事は、大阪の読売新聞の記事です。

一般に、会社がマスクを支給して従業員にマスク着用を義務づけることは、可能です。

そこで、マスクを支給し、着用を義務づけたにもかかわらず、従業員が着用をしなかった場合は、業務命令の違反になりますので、指導や懲戒処分の対象になります。

ただし、処分を考える前に、着用をしなかった場合は、会社の信用問題や同じ従業員の健康上の安全を考えて、説得したほうが良いと思います。それでもダメな場合は、自宅待機を命じることも考えられます。

この大阪の事例と似た事例が、S県のK市の食堂で起こった案件があります。そこは、経営者自体は、従業員にマスクを支給していないにもかかわらず、従業員に対してマスク着用の義務を課しているのです。この場合は、仮に従業員が一生懸命にマスクを買おうとして努力したが買えなかったとき、マスク着用せずに食堂に勤務したときは、経営者は、その従業員に対しては当然懲戒処分を課することはできません。その店は、全員がマスク着用をしていましたが、経営者にたいして、労働契約法第5条をちゃんと読めと言いたい。(5条は労働者への安全配慮義務が書かれている。)また、従業員が、マスクを自身で購入したのであるから、ちゃんと経営者に代金の請求をしたほうが良い。